

# 第1章 計画の基本的事項

## 第1節 趣旨及び目的

県では、平成28年（2016年）3月、山口県循環型社会形成推進条例<sup>1</sup>（以下「循環条例」という。）第8条及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第5条の5の規定に基づいて「山口県循環型社会形成推進基本計画（第3次計画）」（計画期間：平成28～令和2年度（2016～2020年度））を策定し、本県における循環型社会<sup>2</sup>の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきたところです。

また、平成30年（2018年）10月に策定した県の総合計画である「やまぐち維新プラン<sup>3</sup>」では、「活力みなぎる山口県」の実現を目指し、「次世代を担う資源循環型産業の強化」と「循環型社会づくりの推進」を重点的な施策として循環型社会の形成の推進に積極的に取り組んでいます。

一方で、世界に目を向けると、平成27年（2015年）9月の国連総会では、持続可能な開発のための目標（SDGs）<sup>4</sup>が採択され、循環型社会の形成を推進する機運が国内外で高まっています。

また、国は、平成30年（2018年）6月、循環型社会形成推進基本法に基づき、「第4次循環型社会形成推進基本計画」（以下「国の循環計画」という。）を策定し、循環型社会の形成を一層推進するため、「地域循環共生圏形成による地域活性化」、「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」、「適正処理の更なる推進と環境再生」などの方向性に基づく総合的な施策を実行することとしています。

さらに、海洋プラスチックごみによる海洋汚染などの問題が国際的にも注目される中、令和元年（2019年）5月には、プラスチック資源循環戦略<sup>5</sup>を策定し、回避可能なプラスチックの使用を合理化し、無駄に使われる資源を徹底して削減すること等により、持続可能な社会を実現し、次世代に豊かな環境を引き継ぐことを目指しています。

加えて、国は県に対し、平成31年（2019年）3月に持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化に係る計画の策定を、また、令和元年（2019年）10月に施行された「食品ロス<sup>6</sup>の削減の推進に関する法律」に基づく「食品ロス削減推進計画」の策定を求めています。

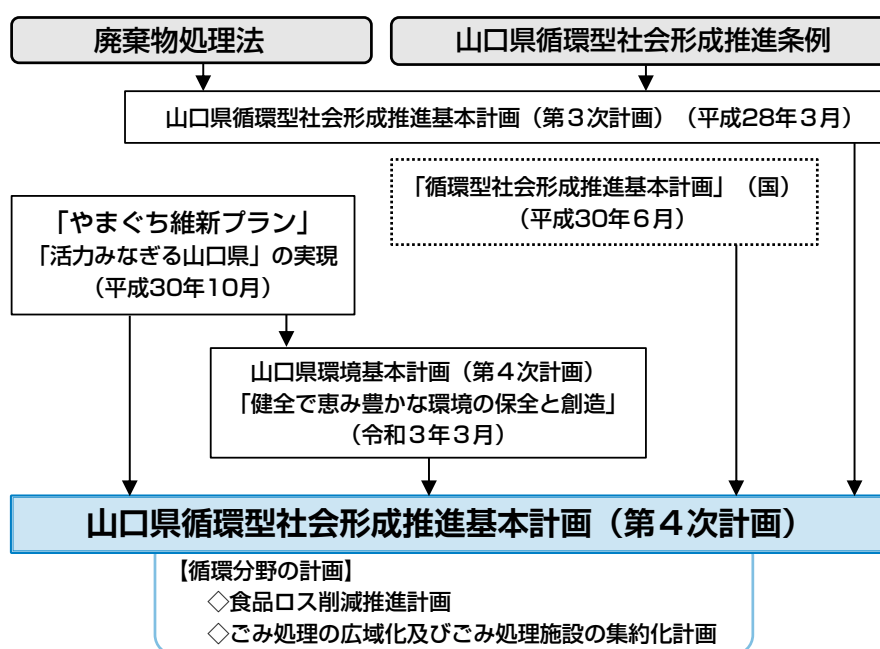


図1-1-1 本計画の相関図

こうした中、「やまぐち維新プラン」との整合を図りつつ、国の循環計画や県の環境基本計画等を踏まえ、本県の特性を活かした環境負荷の少ない循環型社会の形成を一層進めていくため、第3次計画を基に「山口県循環型社会形成推進基本計画（第4次計画）」を策定することとしました。

## 第2節 基本的な視点

本計画は、低炭素社会<sup>7</sup>づくりや自然共生社会<sup>8</sup>づくりに向けた取組とも連携を図りながら、「自助」「共助」「公助」<sup>9</sup>の視点に基づく廃棄物の3R（発生・排出抑制（リデュース<sup>10</sup>）、再使用（リユース<sup>11</sup>）、再生利用（リサイクル<sup>12</sup>））や廃棄物等の循環的利用の取組を通じ、本県の資源や特性を活かした全国に誇れるような環境負荷の少ない循環型社会の形成を推進することにより、「活力みなぎる山口県」の実現を目指します。

### ～取組の基本的視点～



図1-2-1 取組の基本的視点

### 第3節 計画の位置づけ

本計画は、循環条例第8条の規定に基づいて策定するとともに、国の廃棄物処理基本方針に即して、廃棄物処理法第5条の5の規定に基づく廃棄物処理計画として位置づけるものです。

また、国の循環計画や廃棄物・リサイクル関連法令の規定も踏まえて策定します。

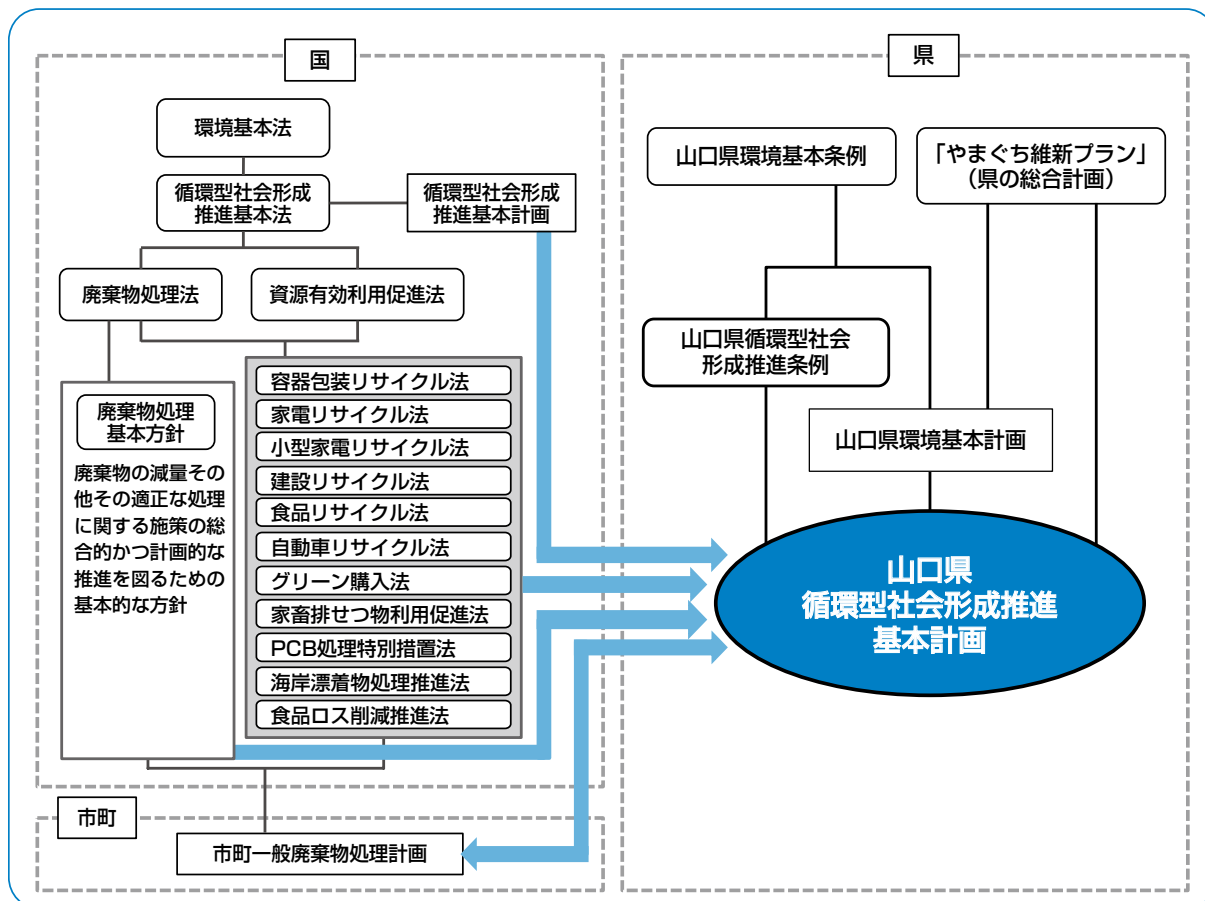


図1-3-1 計画の位置づけ

### 第4節 計画期間

令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5年間とします。

### 第5節 地域区分

本計画は、山口県内の全域を対象とします。

一般廃棄物<sup>13</sup>に関する地域区分は、行政区域を基に処理実態等を考慮して7つの広域ブロック（岩国、柳井、周南、山口・防府、宇部・小野田、下関、長門・萩）とし、産業廃棄物<sup>14</sup>に関する地域区分は、行政区域を基に人口規模等を考慮して6つの地域（東部、周南、山口・防府、宇部・小野田、下関、長門・萩）とします。

表1-5-1 ブロック・地域区分

一般廃棄物 ブロック区分	産業廃棄物 地域区分	人口 (人)	構成市町名
岩国	東部	136,610	岩国市、和木町
柳井		75,816	柳井市、周防大島町、上関町、田布施町、平生町
周南	周南	246,149	下松市、光市、周南市
山口・防府	山口・防府	309,246	山口市、防府市
宇部・小野田	宇部・小野田	249,249	宇部市、美祢市、山陽小野田市
下関	下関	257,038	下関市
長門・萩	長門・萩	81,387	萩市、長門市、阿武町
合計		1,355,495	13市6町

(出典)「人口移動統計調査(山口県)」(令和元年10月1日現在の人口)

## 第6節 対象とする廃棄物等

本計画の対象とする廃棄物等は、循環条例第2条第2項に規定する「廃棄物等」とします。「廃棄物等」には、廃棄物のほかに、竹材や間伐材等の林地残材、工場の製造過程で生じる副産物などの「未利用資源」を含みます。

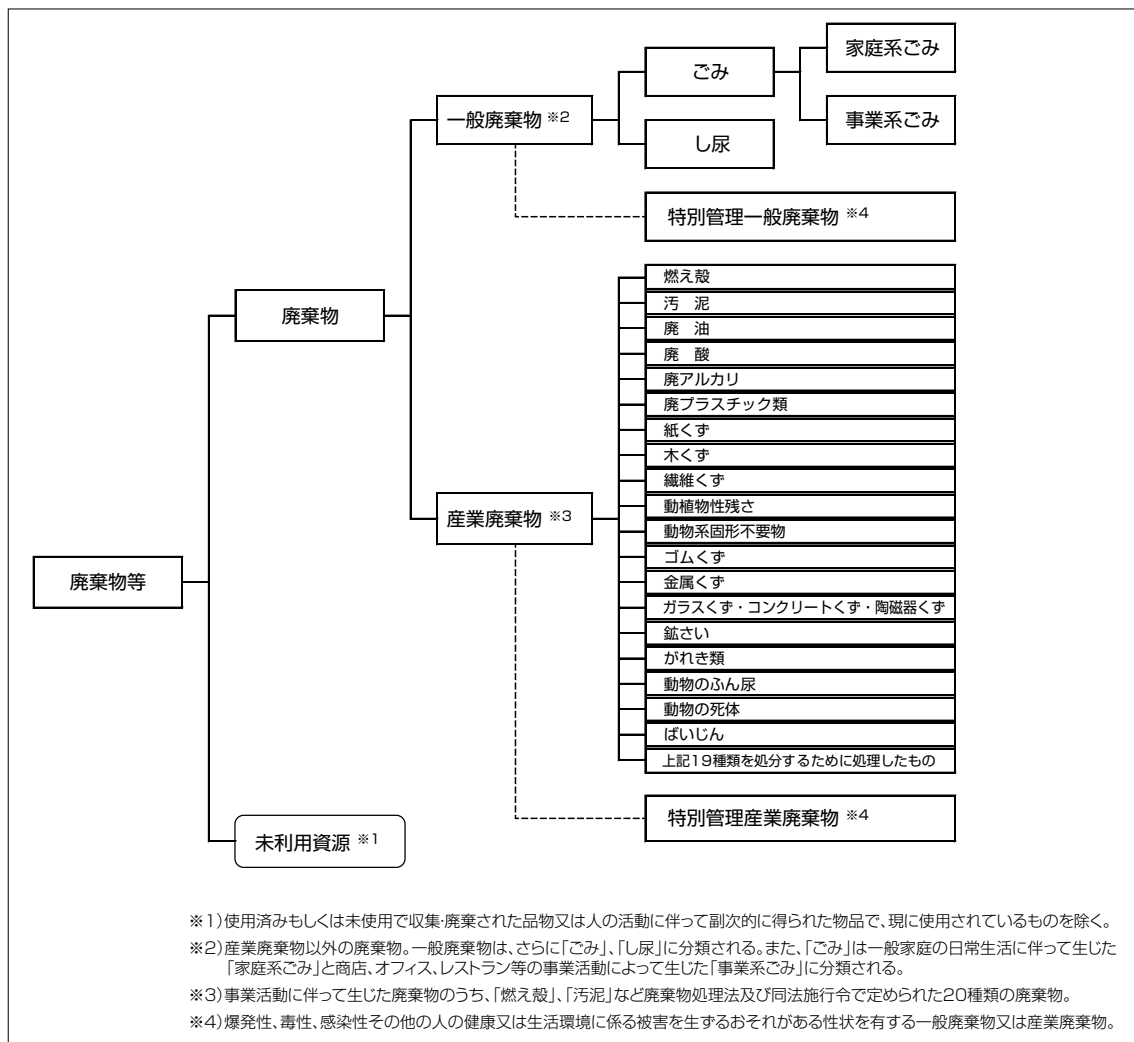


図 1-6-1 計画の対象とする廃棄物等